別表第六号の様式の注に次のように加える。

7　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。

別表第七号第三の一中「実装との照合」の下に「（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）」を加え、同第三の一の次に次のように加える。

一の二　法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容と実装との照合（包括免許に係る特定無線局の場合に限る。）

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
法第二十七条の六第三項の届出書	法第七十三条第四項の点検	イ　届出者の氏名又は名称及び住所 ロ　無線設備の設置場所 ハ　送信可能な電波の型式及び周波数 ニ　送信設備について、製造番号及び適合表示無線設備の番号 ホ　空中線系 ヘ　電源設備

別表第八号中「3　法第10条第2項の規定による点検の場合は、予備免許番号を記載すること。」を「3　法第10条第2項の規定による点検の場合は、予備免許番号を記載すること。

4　包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許を受け、又は免許の申請をしている設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局に係る免許については、第一条の規定による改正後の施行規則第十六条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十）」を「第一章　総則（第一条）
第一章の二　医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）
第一章の三　病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」に、「第四章の二　医療計画（第三十条の二十七の二）
第四章の二の二　基本方針（第三十条の二十八―第三十条の三十三）
第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二―第三十条の三十三の七）」を「第三十条の三十三の二」を「第三十条の三十三の八―第三十条の三十三の十」に改める。

第一条の二を第一条の二の二とする。

第一条中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第一章の三を第一章の四とし、第一章の二を第一章の三とし、第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　総則

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
二　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
三　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
四　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
五　前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第九条の二十第一項第六号ハを削る。

第三十条の三十三の二第一項中「第三十条の十二第一項第八号」を「第三十条の十七第一項第八号」に改め、同条第二項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、「昭和六十年法律第八十八号」の下に「。次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の三十三の九とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の三十三の八　法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第四章の二を第四章の二の二とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二　法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一　高度急性期機能　急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの

二　急性期機能　急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）

三　回復期機能　急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ＡＤＬ（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四　慢性期機能　長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

（法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三　法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（医療法に関する選択の支援等）

第一条の二　医療法（第一条の十一―第一条の十三）、医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）、病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）